

三十二條の規定は法人たる組合にのみ適用す

第三十五條 非訟事件手続法第二百六條乃至第二百八條の規定は前二條の過料に之を準用す

附則

本法は昭和 年 月 日より之を施行す

第九項 社會政策に關する行政事務統一機關設置に關する建議

此の勞働委員會法案及び勞働組合法案はいつれも制定されるには至らなかつたが、協調會運動史上永く忘れらるることはないだらう。然し、本會が時代の要求に應じ、世に率先して爲した建議活動はそれのみに止まらなかつた。即ち、第一に大正十一年七月十日「社會政策に

關する行政事務統一機關設置に關する建議」をなした。本建議は最初當時我國に於ける勞働行政及び其の他一般社會政策に關する行政事務が各官署に分屬せられておたため甚だしく不便なるに鑑みて、之等に關する統一せる有力なる機關を設置して時勢に應ずる對策を講ずることゝの必要が關係者間に痛感せられておた。而し當時政府は行政整理に着手せる際におよんだので、斯かる統一的機關として、勞働者設置案を本會より建議することゝの適切なるを認め、同年六月十七日の理事會の決議に基き田子一民氏、池田宏氏、氣賀勘重氏、松岡均平氏及び河津暹氏の五氏を起草委員に擧げて案を作成の上常議員會に於て審議の結果、勞働者設置案を變更して單に勞働行政を統一する獨立機關を設けることを建議することに決定し